

令和6年度

小金井市住宅用新エネルギー機器等 普及促進補助金交付申請の手引き

小金井市では、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を削減するため、住宅用新エネルギー機器を設置（施工を含む。）し、利用している方に、予算の範囲内で費用の一部を補助します。



〈問合せ先・申請先〉

小金井市環境部環境政策課 環境係

電話：042-387-9817

E-mail：s040199@koganei-shi.jp

申請受付開始日 **令和6年4月1日**

*先着申請受付順

(予算額に達した時点で、受付終了となります)

目次

- 1.申請条件・対象者・申請方法…P 3
- 2.申請手続きの流れ…P 4
- 3.補助対象機器及び補助金額一覧…P 5
- 4.補助対象機器の要件…P 6 ~P 8
- 5.全補助対象設備に共通に必要な書類…P 9 ・ P10
- 6.燃料電池を申請される方へ…P11
- 7.太陽光発電を申請される方へ…P12 ・ P13
- 8.蓄電システムを申請される方へ…P14 ・ P15
- 9.太陽熱温水器を申請される方へ…P16
- 10.太陽熱ソーラーシステムを申請される方へ…P17
- 11.断熱窓を申請される方へ…P18
- 12.遮熱塗装を申請される方へ…P19
- 13.提出書類チェックリスト…P20

＊補助金申請を検討されている方は、必ず1から5とそれぞれ検討中の対象設備のページをご確認ください。

また、よくある質問につきましては、別紙Q&Aをご覧ください。

よろしく申し上げます



〈申請条件・対象者〉

★申請する方は、以下の**全ての要件**を満たす必要があります。

- (1) 小金井市民である方
- (2) 市民税や国民健康保険税等の滞納がない方
- (3) 対象設備を自ら購入・所有し、使用する方
(中古品及びリース、ゼロ円ソーラーなどでの設置は補助対象外)
- (4) 申請の期間内に設置（施工を含む。）が完了し必要書類が提出できる方



（設置後申請）

※対象設備を設置予定の住宅の所有権を有しない場合（借りているアパートやマンションに設置予定など）は、補助対象機器の設置について、当該所有権を有する方の同意を得ないと、申請することができません。

〈申請方法（先着順）〉

(1) 受付期間は

令和6年4月1日（月）から令和7年3月14日（金）

ただし、交付決定額の総額が予算額上限に達した時点で申請の受付を終了します。

(2) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）、第二庁舎4階の環境政策課窓口で受け付けます。

受付時に書類の確認をしますので、時間に余裕を持ってお越しください。

また、書類は郵送でも受け付けておりますが、

市役所に届いた時点で予算額に達していた場合は申し訳ございませんが申請を受付することはできません。

その際、書類一式はお客様に返送させていただきますので、予めご了承ください。

(3) 提出いただいた申請書は受付順に審査します。

申請書の受付をもって補助金の交付が確約されるものではありません。 審査中に書類の不足・不備があった場合は審査を一旦中止し、書類が整った時点で再受付とし、審査を開始しますので、

申請時には十分な書類の確認をお願いいたします。

必要な書類につきましては本手引きやQ&Aをご確認ください。

★ 電子決裁などで、必要な書類に印や署名がない。もしくは電子印（署名）になるといった場合は、事前に環境政策課までお問い合わせください。また書類が電子データ（PDF等）しかない場合は、必ず印刷した状態で、ご提出をお願いいたします。

その他、よくある質問につきましては、別紙Q&Aをご確認ください。

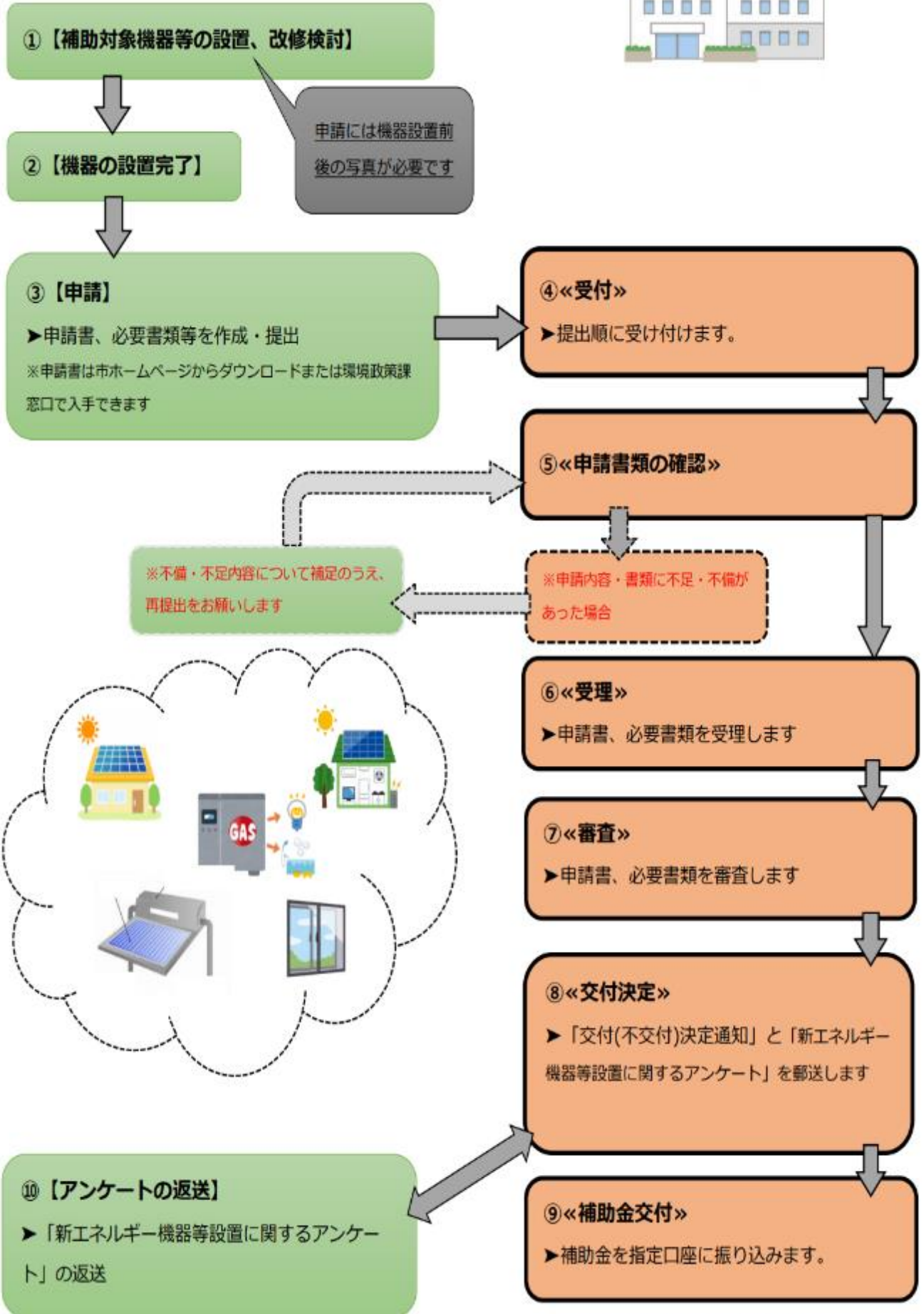
申請手続きの流れ



【申請者 又は 手続代行者】



《小金井市環境政策課》



※目安として④受付から⑧交付決定までに
約1か月～2か月程度がかかります

【小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金】

〈補助対象機器及び補助金額一覧〉

補助対象機器名	補助金額
燃料電池	35,000円(一律)
太陽光発電設備	1キロワットあたり 30,000円 (上限100,000円)
蓄電システム	40,000円(一律)
太陽熱温水器	15,000円(一律)
太陽熱ソーラーシステム	30,000円(一律)
断熱窓	設置に要する費用の 5分の1に相当する額 (1,000円未満の端数は 切り捨て。 上限100,000円)
遮熱塗装(今年度から新 規で加わりました)	40,000円(一律)

*補助対象期間




令和5年4月1日(土)以降(遮熱塗装は令和6年4月1日以降)に設置または施工したものの。

*令和5年度からの変更点



- ・ 遮熱塗装が補助対象に新たに加わりました。
- ・ 燃料電池の補助金額が35,000円に変更となりました。
- ・ 蓄電システムの補助金額が40,000円に変更となりました。



〈補助対象機器の要件〉


補助対象機器の種類	補助対象機器の種類ごとの要件
燃料電池	<p>住宅用燃料電池コージェネレーションシステム 一般社団法人 燃料電池普及促進協会による認定を受けた家庭用燃料電池システムであること。</p> <div data-bbox="598 614 862 873"></div> <p>←QRコードから対象設備かどうか確認できます</p>
太陽光発電設備	<p>住宅用太陽光発電システム(10キロワット未満のものに限る。) 一般財団法人 電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準ずる性能を持つもので、市長が認めるものであること。</p> <div data-bbox="598 1383 862 1643"></div> <p>←QRコードから対象設備かどうか確認できます</p>
蓄電システム	<p>住宅用蓄電システム 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <div data-bbox="598 2028 862 2288"></div> <p>←QRコードから対象設備かどうか確認できます</p>

〈補助対象機器の要件 続き〉

補助対象機器の種類	補助対象機器の種類ごとの要件
太陽熱利用システム (太陽熱温水器)	住宅用太陽熱温水器(自然循環式) 一般財団法人 ベターリビングが 行う優良住宅部品の認定を受けた もの。  ←QRコードから 対象設備かどうか 確認できます
太陽熱利用システム (太陽熱ソーラーシ ステム)	住宅用太陽熱ソーラーシステム 一般財団法人 ベターリビングが 行う優良住宅部品の認定を受けた もの。  ←QRコードから 対象設備かどうか 確認できます



〈補助対象機器の要件 続き〉

補助対象機器の種類	補助対象機器の種類ごとの要件
断熱窓	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国の補助事業における補助対象機器として、公益財団法人 北海道環境財団により登録されているものであること。 <p>次のアからウまでにいずれかの方法により新たに設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 内窓として設置イ 既存の窓枠ごとの交換ウ 既存の窓ガラスのみの交換 <ol style="list-style-type: none">2. 居室へ設置すること。3. 一居室単位で全ての窓へ設置すること。 <p>※非居室部は助成の対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 居室の例：リビング、ダイニング、寝室、書斎等● 非居室の例：トイレ、浴室、廊下、玄関、納屋等 <div data-bbox="606 1396 819 1610"></div> <p>←QRコードから対象設備かどうか確認できます</p>
遮熱塗装	<p>高日射反射率塗料又は遮熱塗料の塗装</p> <p>次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1. JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いること。2. 屋根や屋上の全面を塗装すること。(外壁部分の対象外)

〈全補助対象設備に共通で必要な書類〉

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し

領 収 書		NO. _____
小金井 花子 様		
¥ * , * * * , * * *		
但し ☆☆☆の設置代金として		
〇〇年 △月 ×日		上記正に領収いたしました。
収入 印紙	内訳 税抜金額 消費税額	株式会社 〇〇〇 小金井市 △町 1-1-1 電話 042-×××-△△△△
		社印

- (1) 領収書の宛名が申請者（フルネーム）であること
- (2) 領収書には社印を押印してあること
- (3) 但し書きの記載がない場合は、別途「領収書の内訳が分かる書類」を提出
- (4) 複数の設備について1枚の領収書を提出する場合、設備ごとの設置や施工費が分かる但し書き、または内訳が分かる書類を提出
- (5) 家の建築費用全体等の設置や施工費を含む領収書の場合は、領収書の内訳が確認できる書類を提出

③ 補助対象設備の設置又は施工前の状態を確認できる写真

➤ 新築の場合は、更地の写真でも可

④ 補助対象設備の設置又は施工後の状態を確認できる写真

(1) 機器全体の写真



このような機器全体が写っている写真をご用意ください。

※写真は燃料電池の場合

〈全補助対象設備に共通で必要な書類続き〉

- (2) 型式、製造番号が掲載されている銘板の写真
(断熱窓、遮熱塗装の申請の際は不要)



このような写真のご用意をお願いします。書類を提出される際、不足が非常に多いのでご注意ください！
※写真は燃料電池の場合

- ⑤ 補助対象設備の契約書の写し
⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し

★その他、申請者に応じて以下の書類提出が必要です。

⑦ 納税証明書（非課税の方は非課税証明書）

- (1) 令和6年6月30日まで申請する場合
➢ 令和5年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。
令和5年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和5年度の納税証明書（未納のないもの）
- (2) 令和6年7月1日以降に申請する場合
➢ 令和6年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。
令和6年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和6年度の納税証明書（未納のないもの）
- 上記に該当しない方は、納税証明書の提出を省略できます。

その他

- 申請者と同一名義人のものであること。
- 証明書の発行日が一か月と一日以内のもの。



〈燃料電池を申請される方〉

【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。
3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けてください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）

③ 補助対象設備の設置前の状態を確認できる写真

➤ **新築の場合は、更地の写真でも可**

④ 補助対象設備の設置後の状態を確認できる写真 （2種類両方）

(1) 機器全体の写真



このような機器全体が写っている写真をご用意ください。

(2) 型式、製造番号が掲載されている銘板の写真



このような写真のご用意をお願いします。書類を提出される際、不足が非常に多いのでご注意ください！

⑤ 補助対象設備の契約書の写し

⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し

⑦ 納税証明書（P10参照）

⑧ 補助対象設備の保証書の写し

※ エネファーム安心フルサポート証と保証書の写し

（保証書が無い場合は、メーカーに証明書を発行してもらってください。）

〈太陽光発電を申請される方 1/2〉

【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。
3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）

③ 補助対象設備の設置前の状態を確認できる写真

➤ 新築の場合は、更地の写真でも可

④ 補助対象設備の設置後の状態を確認できる写真 （5種類全て）

★ 太陽光発電の申請書類で最も不備が多いのが、写真の不足です。必ず以下の写真を全てご用意ください。

(1) 住宅全体の写真



不足していることが多いのでご注意ください。

(2) 設置した全てのモジュールを確認できる写真



設置したパネルの枚数を確認できる写真のご用意をお願いします。

(3) パワーコンディショナーの全体



〈太陽光発電を申請される方 2/2〉

- (4) パワーコンディショナーの型式、製造番号が掲載されている銘板の写真



このような写真のご用意をお願いします。

- (5) 発電状況がわかるモニターの写真



- ⑤ 補助対象設備の契約書の写し
- ⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し
- ⑦ 納税証明書 (P10参照)
- ⑧ 補助対象設備の保証書の写し
- ⑨ 「接続契約のご案内」の写し
- ⑩ 出力対比表 (バーコードのあるもの)

- (1) 出力対比表の宛名が申請者であること。
- (2) メーカーから発行されていて、出荷時の出力、製造番号の記載があること。

(1)	CS-340B81 製造番号 228AH55145	(2)	CS-340B81 製造番号 228AH55144
(3)	工場測定出力値 347.9W E-699	(4)	工場測定出力値 347.5W E-699
(5)	CS-340B81 製造番号 228AH55143	(6)	CS-340B81 製造番号 228AH55142
(7)	工場測定出力値 348.4W E-699	(8)	工場測定出力値 349.2W E-699
(9)	CS-340B81 製造番号 228AH55141	(10)	CS-340B81 製造番号 228AH55140
(11)	工場測定出力値 348.8W E-699	(12)	工場測定出力値 347.6W E-699
(13)	CS-340B81 製造番号 228AH55139	(14)	CS-340B81 製造番号 228AH55138
(15)	工場測定出力値 348.8W E-699	(16)	工場測定出力値 347.5W E-699

写真では宛名の欄がありませんが、提出いただく際には必ず必要です。

- ⑪ JET認証ではなく、IECC-PV-FCS制度に加盟する海外認証による太陽電池モジュール認証を受けた設備の場合は、その証明書の写し

〈蓄電システムを申請される方 1/2〉

【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。
3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）

③ 補助対象設備の設置前の状態を確認できる写真

➤ 新築の場合は、更地の写真でも可

④ 補助対象設備の設置後の状態を確認できる写真 （以下3種類全て）

(1) 機器全体の写真

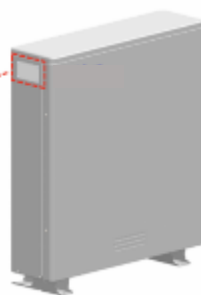


このような機器全体が写っている写真を
ご用意ください。

(2) 型式、製造番号が掲載されている銘板の写真



銘板



写真の不足が非常に多いので
ご注意ください！

(3) 蓄電状況がわかるモニターの写真



〈蓄電システムを申請される方 2/2〉

- ⑤ 補助対象設備の契約書の写し
- ⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し
- ⑦ 納税証明書（P10参照）
- ⑧ 補助対象設備の保証書の写し
 - (1) 保証書の宛名が申請者であること。
 - (2) 型式、製造番号、保証開始日、販売店の記載があること。
- ⑮ 型式パッケージ等が確認できるパンフレット等の写し



〈太陽熱温水器を申請される方〉

【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。
3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けてください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）

③ 補助対象設備の設置前の状態を確認できる写真

➤ 新築の場合は、更地の写真でも可

④ 補助対象設備の設置後の状態を確認できる写真 （2種類両方）

(1) 機器全体の写真



このような機器全体が写っている写真をご用意ください。

(2) 型式、製造番号が掲載されている銘板の写真



写真の不足が非常に多いのでご注意を！

⑤ 補助対象設備の契約書の写し

⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し

⑦ 納税証明書（P10参照）

⑧ 補助対象設備の保証書の写し

(1) 保証書の宛名が申請者であること。

(2) 型式、製造番号、保証開始日、販売店の記載があること。

〈太陽熱ソーラーシステムを申請される方〉

【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）

③ 補助対象設備の設置前の状態を確認できる写真

➤ 新築の場合は、更地の写真でも可

④ 補助対象設備の設置後の状態を確認できる写真（2種類両方）

(1) 機器全体の写真



このような機器全体が写っている写真をご用意ください。

(2) 型式、製造番号が掲載されている銘板の写真



写真の不足が非常に多いのでご注意ください！

⑤ 補助対象設備の契約書の写し

⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し

⑦ 納税証明書（P10参照）

⑧ 補助対象設備の保証書の写し

- (1) 保証書の宛名が申請者であること。
- (2) 型式、製造番号、保証開始日、販売店の記載があること。

〈断熱窓を申請される方〉

【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けてください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）

③ 補助対象設備の設置前の状態を確認できる写真

➤ 新築の場合は、更地の写真でも可

④ 補助対象設備の設置後の状態を確認できる写真

※図面や断熱製品確認書（様式第4号）と一致が確認できる写真



➤ 平面図の窓番号とリンクするように、写真にも番号をお書きください。補助対象となる窓の写真全てが必要です。

⑤ 補助対象設備の契約書の写し

⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し

⑦ 納税証明書（P10参照）

⑫ 断熱改修製品確認書（様式第4号）

➤ 図面の窓番号と整合するよう記載してください

⑬ 平面図

➤ 設備の設置場所がわかること。図面には窓番号を記載してください。

⑭ 「出荷証明書」もしくは「施工証明書」

〈遮熱塗装を申請される方〉

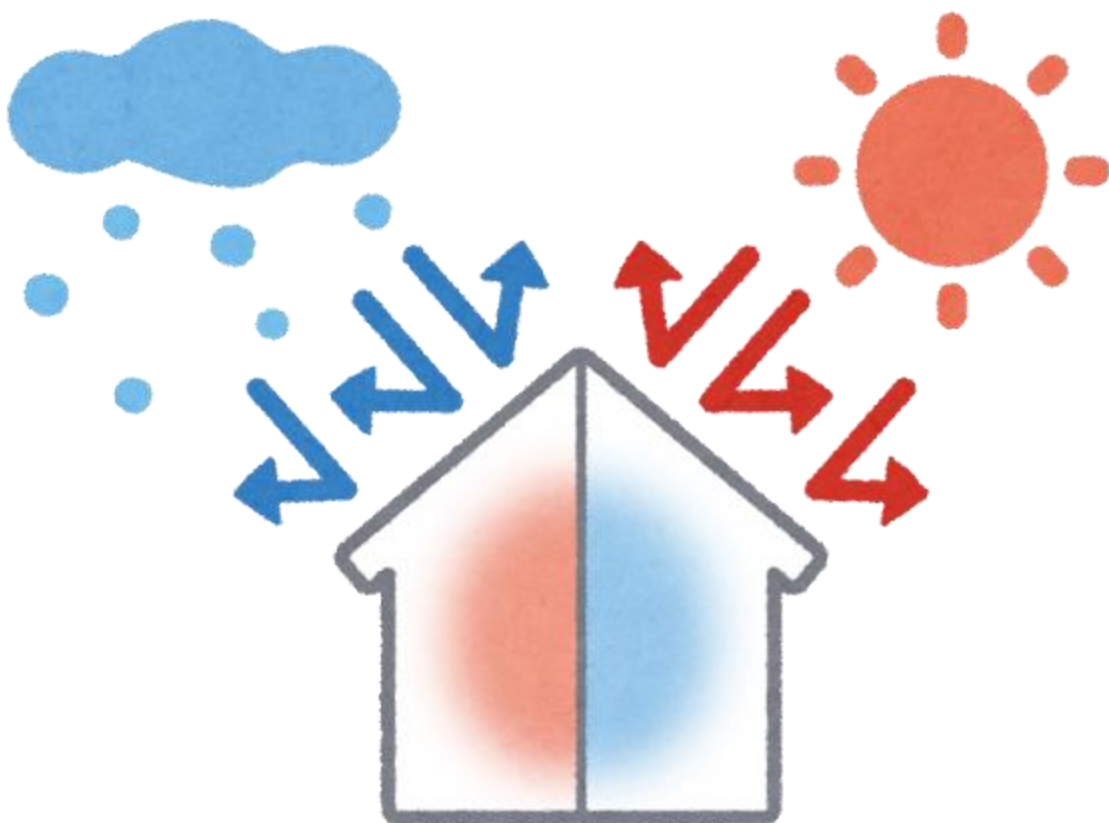
【必要な提出書類】

① 小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 申請兼請求書（様式第1号）

➤ 4枚目は無記入であっても、必ず4枚綴りでの提出をお願いいたします。
3枚だけでの提出は不備となり、再受付となりますので、お気を付けください。

※様式第1号の記入例は、市HP「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金（令和6年度）について」の「提出書類様式等」のリンクからご確認をお願いします。

- ② 補助対象設備の領収書の写し（P9参照）
- ③ 補助対象設備の施工前の状態を確認できる写真
（塗料缶の開封前の写真等）
- ④ 補助対象設備の施工後の状態を確認できる写真
（塗料缶の中身を使ったことが確認できる写真）
- ⑤ 補助対象設備の契約書の写し
- ⑥ 補助対象設備の見積書または内訳書の写し
- ⑦ 納税証明書（P10参照）
- ⑯ 塗料の規格等がわかるパンフレット等



提出書類チェックリスト	燃料電池コーゼネレーションシステム	太陽光発電システム	番電システム	太陽熱温水器	太陽熱ソーラーシステム	断熱窓	遮熱塗装
①申請兼請求書（様式第1号）	●	●	●	●	●	●	●
②領収書の写し	●	●	●	●	●	●	●
③設備を設置（施工）前の状態がわかる写真	●	●	●	●	●	●	●
④設備を設置（施工）後の状態がわかる写真	●	●	●	●	●	●	●
⑤契約書の写し	●	●	●	●	●	●	●
⑥見積書または内訳書の写し	●	●	●	●	●	●	●
⑦納税証明書（転入された方のみ）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
⑧保証書の写し	●	●	●	●	●	×	×
⑨「接続契約のご案内」の写し	×	●	×	×	×	×	×
⑩出力対比表	×	●	×	×	×	×	×
⑪JET認証ではなく、IECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けた設備の場合は、その証明	×	▲	×	×	×	×	×
⑫断熱改修製品確認書（様式第4号）	×	×	×	×	×	●	×
⑬平面図	×	×	×	×	×	●	×
⑭「出荷証明書」若しくは「施工証明書」	×	×	×	×	×	●	×
⑮型式パッケージ等が確認できるパンフレット等の写し	×	×	●	×	×	×	×
⑯塗料の規格等がわかるパンフレット等	×	×	×	×	×	×	●